

外国籍の若者に関する庁内の取り組みについて

部署	事業・取り組み	概要
子育て支援課	児童虐待防止対策事業	児童虐待対応等を図る中で、外国籍である高校生や若年の親等が抱える経済的困窮等の課題や、子育てサービスにつながっていない現状を捉えることができる場合がある。
地域福祉課	包括的支援体制構築事業	国籍や年齢などを問わず、複雑化・複合化した生活課題を抱える方を包括的に支援できる体制の構築を図っており、庁内や関係機関と連携して対応できる相談支援体制を整備することで外国籍の若者の課題を発見できる可能性がある。 外国人特有の生活課題や、やさしい日本語でのコミュニケーションを学ぶ特別研修を行っており、外国籍の若者とのコミュニケーションが円滑に図れることで、課題を把握できる可能性がある。
	こころとくらしの安心相談事業	自殺対策事業として精神的な不調や経済的な不安を抱えた方の悩みを幅広く受け止め、必要があれば関係機関につなぐ。外国籍の若者やその家族からの相談を受ける中で、精神面や経済面の課題を把握できる可能性がある。
	生活保護、生活困窮者自立支援事業	生活困窮者への相談支援や生活保護受給の外国籍世帯に対して、相談支援やケースワークを行う中で課題を発見できる場合がある。
	生活困窮者子どもの学習教室運営事業	生活困窮者の中学生、高校生に学習支援を行う中で、外国籍の若者の学習面以外の生活課題を把握できる可能性がある。
市民参加推進課	吉川市国際友好協会支援事業	生活に関する悩み等を聞くことがある。ボランティアスタッフ等から、当課に伝えてもらうことで、必要な支援につなぐことができる。
	配偶者からの暴力防止及び被害者保護事業	外国人住民の相談の中から、DVにつながる原因や課題について、例えば経済的な困窮や、精神疾患等が考えられれば、他課の福祉サービスにつなぐことにより支援していく。
商工課	雇用対策推進事業	国籍を問わず求職者を対象に就職活動相談や就職活動セミナー、合同就職面接会を実施している。